

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
0120010	緊急の分娩に対応するために、従事する医師が使用する自動車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法第39条第1項 道路交通法施行令第19条第1項	緊急の分娩に対応するために、従事する医師が使用する自動車は「緊急自動車」として指定されていない。		有床診療所が保有し、分娩に従事する医師が緊急の分娩に対応するために使用する外見上一般車両と変わらない自動車を緊急自動車として指定する	産婦人科医、なかでも分娩に従事する産科医の不足により、分娩を扱う施設の間隔が相次いでいる。埼玉県は人口713万人と全国で番目に多い県だが、出産が出来る産科施設(病院、診療所)数は、20～39歳の女性1万人あたり0.98施設と全国で最も少ない。わが国で誕生する新生児の約50%は有床診療所で出生している。大部分の有床診療所では、分娩に従事している医師が1人か1人しかいないため、緊急を要する帝王切開手術の対応と、お互いに車を譲り合って駆け付け協力しながら乗り切っている。大学の医局などからの当直医の派遣といった後方支援も難しい現状のため、ほぼ24時間、365日待機を強いられている状態で、体力的にも精神的にも負担が大きい。さらば休日も例外なく、いつ呼び出しがあるか」となると必ず意識しながら行動している。実際、外出中にながら分娩が進行した状態で入院され、ほとんど分娩室へ入ることある。入院の連絡を受け、急診診療所への用車を急いでいる時は、赤信号を巻き込まれ冷や冷やした経験も少なくない。また、分娩を控えている施設では24時間電話が繋がるため周産期医療の分野においては、1次に留まらず、一部2次救急医療も担っている。分娩を扱う2次施設(有床診療所)のこれ以上の減少は、異なる地域中核施設への負担増に直結し、周産期医療の崩壊に直撃しつらくなる結果となりかねない。母一人の命を命に預かる産科医が安心、安全に分娩の場に駆け付け業務に従事できるように、その際に使用する自動車を緊急自動車として指定していただきたい。	C	緊急自動車については、緊急業務の必要性と道路における危険防止との均衡を考慮したうえで、道路交通法施行令において一定の自動車についてこれを指定し得ることとしており、傷病者の応急処置への対応としては、傷病者を医療機関に緊急搬送するために使用する救急自動車等を緊急自動車の対象としている。御提案のような、外出中の産婦人科医が緊急の分娩のために病院に駆けつけるために使用する自動車については、患者の治癒に当たる医師が病院に駆けつけるために使用する自動車と区別して取扱う理由が認められず、地方、医師一線が使用する自動車を緊急自動車の対象とすることは、道路における危険防止の観点から適切ではない。したがって、御要望に応じることはできない。	1002010	医療法人 大宮林医院	埼玉県	警察庁 厚生労働省 国土交通省		
0120020	乗合自動車の停留所の駐停車禁止の適用除外	道路交通法第44条、第46条	車両は、乗合自動車の停留所を表示する標識柱又は標識板が設けられている位置から10メートル以内の部分当該停留所に係る運行時間に関する乗合自動車の運行時間(に限る。)においては、法令の規定による場合等のほかは、停車し、又は駐車してはならない。車両は、停車及び駐車を禁止されている道路の部分又は駐車を禁止されている道路の部分の一部については、道路標識等により停車又は駐車することができることとされているときは、停車し、又は駐車することができる。		元気が協議会(伊万里市東山代地区自治会)が運行する貫切バスは、既存の路線バスの運行時間を重視しないため、安全性の観点から、道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第5号に定める乗合自動車の停留所の駐停車禁止の適用除外を求める。	佐賀県では平成20年度から、高齢者等の身近な移動手段を確保するため、佐賀県地域交通支援モデル事業(以下「モデル事業」とい)を公募により実施している。「伊万里市の東山代地区」では、元気が協議会により貫切バスを利用して地区内を運行している。定時定路線の貫切バスが計画され、モデル事業に採択された。その後、アワード受賞や認知地図、車内マイカーの市内に毎年以上の年月をかけ、地区ごとの説明会も精力的に行われ、本年4月1日から試験運行が開始されている。「元気のバス」の運行に伴い、既存の路線バスの停留所を利用しないが、道路交通法の規定により一般車両(元気がバスは専用バス(の一般乗用車)の駐停車禁止対象となっている。「元気のバス」は、既存の路線バスの運行時間とは重複してはならず、貫切バスとは違い、国道沿いの駐停車スペースが確保されたバス(バス停等)を利用することで、別に自前のバス停を設けず、乗降時の安全性に不安を抱えている。「元気のバス」は、既存の路線バスの運行時間とは重複してはならず、貫切バスとは違い、住民の生活交通として利用され、「定時定路線型」で乗客がバスに転ずる運行形態であることから、その安全性を確保するため、道路交通法の柔軟な取扱いを求めるものである。	D	乗合自動車の停留所から10メートル以内の部分であっても、都道府県公安委員会は、交通の安全を円滑に保つための必要があると認めるときは、道路標識等を設置することにより、乗合自動車以外の車両が、停車し、又は駐車することができるものとすることができる。また、乗合自動車の停留所から10メートル以内の部分における駐停車禁止の定めは、当該停留所に係る運行時間に関する乗合自動車の運行時間(に限る。)のみであり、従って係りバスの運行が既存の路線バスの運行時間とは重複してはならないとあり、駐停車禁止規制の対象ではない可能性がある。	1013010	佐賀県、元気が協議会	佐賀県	警察庁		
0120030	歩行者が安全に通行できるための車両速度規制	道路交通法第4条第1項、第2条、第22条第1項	都道府県公安委員会は、道路の安全と円滑を図り、又は交通安全その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、車両の最高速度を指定することができる。		福岡県道21号福岡方面の福岡商店街西側、約500m区間の最高速度制限を、時速8km(歩行速度)とする。	商店街沿いの交通量が多く(危険な道路)、大規模な制限を設けることにより、通過車両の注目を促すとともに、地域住民並びに歩行者の安全を確保し、貢献して地域の活性化を図るものである。具体的には、県道福岡方面の「福岡橋」信号交差点から福岡阿蘇線との交差点までの約500m区間の最高速度を、歩行者の歩行速度(約8km)程度に制限する。その結果、不安な通過車両はJR鹿児島本線沿いの25m道路を利用することになり、歩行者にとっては安全で歩行しやすい道路になる。この施策が成功すれば、全国で同様の取り組みを地域にとつても、いい検討材料になると思われる。	D	都道府県公安委員会は、地域の交通安全、道路構造、住民の意向等を総合的に考慮して、道路標識等により、歩行者の通行を指定することができる。また、都道府県公安委員会は、地域の交通安全、道路構造、住民の意向等を総合的に考慮して、道路標識等により、車両の最高速度を指定することができる。また、指定すべき速度の下限は定められていない。なお、いわゆる生活道路における車両の速度を抑制する手法としては、速度規制のみならず、物理的デバイス(ハンブや狭く等)を設置するなどの措置も考えられる。	1041010	福岡商店街連合会	福岡県	警察庁		
0120040	法人保有のリース車両に関する車両保管場所の証明手続の改善	自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所(車庫、空地その他)を確保し、又は当該自動車の使用の本拠の位置と同一の距離が2キロメートルを超えないものでなければならない。		法人が自動車を保有する場合、事務所(本店、支店、営業所等)の所在地から2キロメートルを超えない場所に保管場所を確保しなければならないこととされているが、法人保有のリース車両に関しては「実態」に使用している地区で保管場所を確保することではない。	【現状】業務用リース車両について、実際に使用する地域が遠方(異なる都道府県)である場合、1台の車両につき1台の車を確保している。・(使用の本拠の位置)支店等(事務所)の近隣2km以内(実際には使用していない)・(保管場所)実際に使用する遠隔地(例)A社の仙台支店は東北地方を営業範囲としている。青森県内での営業の場合、仙台支店の車庫には負担が大きい。社員が専用車で専任で走行し、取扱取付の駐車を保管場所とするリース車両を利用している。そのリース車両の本拠の位置は仙台支店の近隣でなければならないとされているため、「仙台」を「青森」の近所に駐車を確保している。【不具合】支店等営業拠点が都市部に集中しているため、余分な車両の確保は企業にとっては負担増となる。都市部では全体的に駐車場が不足、車庫確保は困難。【代替措置】上記の所を踏まえ、①青森の取引先に当該エリアで事業活動していることを証明してもらうこと②当該エリア内の駐車場賃借契約を提示すること③支店等、事務所のない遠隔地においても保管場所証明が取得できるよう提言されれば、上層役員との関係と並び、駐車場の有効活用により都市部の交通混雑への貢献が期待できる。	C	「自動車の使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、単なる賃借車庫等は、自動車の保管場所にならなくても、自動車の使用の管理をするという機能を備えていないことから、使用の本拠には当たらない。自動車の保管場所の確保に関する法律は、当該自動車の使用の本拠の位置から2キロメートル以内の場所に自動車の保管場所を確保しなければならないこととしているが、これは、自動車の使用の管理をするという機能を備えている自動車の使用の本拠の近郊に保管場所が確保されなければ、安全かつ適正な運行に必要な自動車の使用の管理がなれないおそれや道路が保管場所として不適切に使用されるおそれが高いと考えられるためである。したがって、営業活動の拠点として使用されている営業所に当たらない単なる賃借車庫等も自動車の使用の本拠と認めすることはできない。	1055010	石油化学工業協会	東京都	警察庁		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0120050	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル、バチンコ営業店内に「貨玉・賞メダル返却所」を設置	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第29条第1項第1号及び第2号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等を使用して結果に応じて客に賞品を提供する事業であるところ、その事業の形態によっては客の射心を著しくさせるおそれがあるため、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心を著しくさせるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。		バチンコ営業店による社会貢献活動の推進。バチンコ営業店内にバチンコ営業店とは無関係の第三者(社団法人・NPO)等による、貨玉・賞メダル返却所の設置を行い、遊技客が安全に遊技し賞メダルの返却を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計によると、「ばちんこ製品買取所」に対する凶悪犯罪が、いっしょに無くなるという現実を鑑み(平成20年次、認知事件数20件)、再度ご提案させていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐために、新しい賞品交換システムを採用することにより、特に行方不明の犯罪が減少することによって、遊技客の利便性を向上させることができると考えられます。具体的なには、バチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定める、「貨玉・賞メダル」を現金類として安全に行方不明の犯罪に第三者(社団法人・NPO)等が買取すことが出来るシステム、このシステムの採用により、文獻によりところの、不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる弊害を解消し、バチンコを専らに明確に健全な娯楽産業にする事が可能になります。	C		ばちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが取得で取り扱われることは、ばちんこ営業に關して現金が賞品として提供されること等同一様であり、当該業態について著しく客の射心を著しくさせるおそれが生じるとともに、当該業態が賭博罪に当たる行為を行っているとの詳細を受ける可能性があることから、認められない。	1028010	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
0120060	世界に認められる、21世紀のバチンコビジネスモデル、バチンコ営業店が遊技客に貸出を行う「貨玉・賞メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第1項第2号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する事業であるところ、その事業の形態によっては客の射心を著しくさせるおそれがあるため、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心を著しくさせるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。		「貨玉・賞メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貨玉、玉一個につき4円、賞メダル、メダル一枚につき20円を超過しないこととしている「貨玉・賞メダル」額を、それぞれ、玉一個につき 5円、メダル一枚につき25円を超過しないことと改定する。	現在のバチンコの賞品金額は昭和52年(1977年)に1個3円から4円に改定されたから実に30年間も変更しがないため、バチンコファンからは、賞品金額の上昇の変更を望む声もあがっております。そもそも、バチンコファンからは、賞品金額を望む声もあがっており、18歳未満の青少年を客として立入ることを禁止している等、適度な射心を確保した最大の娯楽娯楽産業であります。地域に一つ一つ、遊技客の利便性を向上させるという目的から、賞品金額を現金として提供できるように改定し、遊技客の利便性を向上させることと改定する。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えば、賞品の賞品を3万円に引き上げて、著しく射心を著しくさせることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合、1個3万円の賞品を獲得する場合、賞品の獲得金額は4万円であるが、現在の風俗法に於ては、5万円の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらであったとしても、3万円の賞品1個を獲得した場合、それだけでは著しく射心を著しくさせることは決して言えないのである	C		ばちんこ営業に係る遊技料金の引き上げについては、当該業態について著しく客の射心を著しくさせるおそれがあることから、認められない。	1028020	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
0120070	ばちんこ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第35条第3項	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する事業であるところ、その事業の形態によっては客の射心を著しくさせるおそれがあるため、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員会の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心を著しくさせるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額が1万円を超過しないこと等の規制がなされている。		ばちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超過しないこととする。	現在ばちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではあります。より、遊技客の喜ぶ賞品として、現行の1万円を超過しない等の品揃えが必ずしも遊技客に満足いく賞品を提供しているとは言い難く、上乗せ3万円に引上げることで、賞品一つ一つに遊技客の満足度を高めることが出来ると考えられます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えば、賞品の賞品を3万円に引き上げて、著しく射心を著しくさせることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合、1個3万円の賞品を獲得する場合、賞品の獲得金額は4万円であるが、現在の風俗法に於ては、5万円の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらであったとしても、3万円の賞品1個を獲得した場合、それだけでは著しく射心を著しくさせることは決して言えないのである	C		ばちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引き上げについては、当該業態について著しく客の射心を著しくさせるおそれがあるとともに、当該業態が賭博罪に当たる行為を行っているとの詳細を受ける可能性があることから、認められない。	1028030	株式会社 玉越	愛知県	警察庁	
0120080	地域を限定し、観光外国人を対象としたカジノ設置及び関連法の制定	-	-		西九州地域におけるハウスエンボス場内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う17億円以上の経済効果、1,700人の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。	福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポイントと雄大な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの方法として、ハウスエンボス場内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、地域再生型の戦略モデルを構築していく。これによって、大阪府などがカジノ関連の特設区域を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することはできないと見做すべきである。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、暫定的に特設区域を設けることでカジノの法的適正性を確保したいと考えている。文、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあつたことから、別途法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による資金調達として、地方自治体の介入、治安、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。	(一)		カジノの合法化には、暴力団や外国人犯罪組織等の不当のほかに、青少年の健全育成への悪影響、地域の風俗慣習の悪化等が懸念され、これらの諸問題が十分に考慮される必要がある。	1047010	佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、国海市、埴野市、武雄市、佐世保県工務会、西九州統合型リゾート研究会	長崎県	警察庁 経済産業省 法務省 国土交通省	
0120090	管理型売券の条件付き許可可能	当庁の所管法令ではない。			売券防止法の特例措置として、「売券行為適正化に関する法律(制定)による、特別区域内の指定施設での、売券行為の条件付き許可について要する。	2005年10月27日の内閣委員会で、国際大臣の答弁は、「1世風俗関連特殊娯楽業の場が売券が認められる風俗性が非常に高いので、届出制で全体的に見るよう形にする」というものであった。悪徳性とは確実に行われていると理解され、国は店舗型風俗娯楽業(一)寄券プログラムについて、長期にわたりその寄券形を継続し、特定の取組まりを行っていないこととを考へ合わせる。過去において店舗型管理型寄券を認めている。しかし届出制による無店舗型風俗娯楽業(二)フリーヘルスの容認は、「店舗型風俗娯楽業」とは異なり、他の従業者の目が届かない為犯罪に巻き込まれる可能性が高い」と指摘されており、近年犯罪事例が増加している。その一、特定特例であっても場所が特定されず管理者不在での営業行為は、治安に対する重大な悪影響材料であるので、早急に解決されるべき問題である。またプログラムの設置内営業の長期取組は、特定条件下での合法化に同意する考えである。商業形態として運用方法を行うことは、過去の事例に照らして矛盾しない、従って売券防止法の特例措置として、風俗法管理下での特別区域内の指定施設での、売券行為の条件付き許可について要する。	(一)		警察庁は、売券防止法を所轄していないことから、売券行為を合法化することは国においてお預けする立場にないが、売券の合法化には、清浄な風俗娯楽や青少年への影響、暴力団等の反社会的な組織の関与、女性の被害等の観点から懸念があるのではなかと考える。	1008030	個人	青森県	警察庁	

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
0120100	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する職への長期在留資格の付与	当庁の所管法令ではない。			成長産業分野であって資本金1億円以上の本 社設置外資系企業について、在留資格「投資・ 経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外 国人在留者の親の活動を、在留資格「特定活 動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済 活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大き く寄与するが、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展におい て極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人 材である。これら外国人企業関係者については、親の扶養を必要とする場合、親の在留期間 が短期であるために、自身の活動のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じてい るという問題があり、そうした課題に向けた対応方策を求めるものである。	(一)	(一)	各府省庁からの提案に対する回答		1071050	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省